



Ministry of Internal Affairs
and Communications

資料145 - 2

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第4次一括法)における放送法の改正について

2014年9月30日

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

地域放送推進室

第4次一括法の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の概要

平成26年5月
内閣府地方分権改革推進室

平成26年5月28日成立

1. 第4次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（参考）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

（63法律を一括改正）

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）
- ・商工会議所の定款変更の認可（38条）
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等（44条）

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（5条等）
- ・病院の開設許可（17条）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（45条）

3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）＜法律一覧＞

平成26年5月

国から地方公共団体（43法律）

内閣府関係

〔健康増進法(1条)〕

○誇大表示の禁止に係る勧告・命令

総務省関係

〔放送法(3条)〕

○小規模施設特定有線一般放送の業務開始届出等

厚生労働省関係

〔児童福祉法(10条)〕

〔あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(11条)〕

〔食品衛生法(12条)〕

〔理容師法(13条)〕

〔保健師助産師看護師法(15条1号)〕

〔身体障害者福祉法(15条2号)〕

〔診療放射線技師法(15条3号)〕

〔臨床検査技師等に関する法律(15条4号)〕

〔知的障害者福祉法(15条5号)〕

〔理学療法士及び作業療法士法(15条6号)〕

〔柔道整復師法(15条7号)〕

〔食鳥処理法(15条8号)〕

〔歯科衛生士法(16条)〕

〔社会福祉法(18条)〕

〔齒科技工士法(19条)〕

〔美容師法(21条)〕

〔調理師法(22条)〕

〔製菓衛生師法(27条)〕

〔視能訓練士法(29条1号)〕

〔臨床工学技士法(29条2号)〕

〔義肢装具士法(29条3号)〕

〔救急救命士法(29条4号)〕

〔言語聴覚士法(29条5号)〕

〔社会福祉士・介護福祉士法等(30条1、3号)〕

〔精神保健福祉士法(30条2号)〕

○養成施設の指定・監督等

〔児童福祉法(10条)〕(再掲)

〔母子保健法(25条)〕

○指定医療機関等の指定・監督

〔消費生活協同組合法(14条)〕

○消費生活協同組合(一部)の設立認可・監督

〔医療法(17条)〕

○医療法人(一部)の設立認可・監督

(関係する都道府県の連携を規定)

〔戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(23条1号)〕

〔戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(23条2号)〕

〔戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(23条3号)〕

〔戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(26条)〕

○特別給付金又は特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行

〔介護保険法等(31、32条)〕

○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等

(関係する都道府県の連携を規定)

農林水産省関係

○登録検査機関(一部)の登録・監督

経済産業省関係

〔商工会議所法(38条)〕

○商工会議所の定款変更の認可(一部)

国土交通省関係

〔中小企業等協同組合法(43条)〕

○事業協同組合等(一部)の設立認可・監督

〔道路運送法(44条)〕

○自家用有償旅客運送の登録・監査等

○自動車運送事業(一部)に係る供用約款の認可等

〔自動車運転代行業適正化法(47条)〕

○自動車運転代行業の認定等に係る同意・監督

環境省関係

〔土壌汚染対策法(48条)〕

○指定調査機関(一部)の指定・監督

都道府県から指定都市（25法律）

内閣府関係

〔食品表示法(2条)〕

○農林物資製造業者等への立入検査等

文部科学省関係

〔学校教育法(4条)〕

○市町村立高等学校等の設置認可

〔市町村立学校職員給与負担法(5条)・地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条)〕

〔義務教育費国庫負担法(8条)〕

〔公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)〕

○市町村立小中学校等の職員給与等の負担、県費負担教職員定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定等

〔文化財保護法(6条)〕

○史跡名勝天然記念物の仮指定、重要文化財等の管理に係る技術的指導等

〔博物館法(7条)〕

○博物館の登録

厚生労働省関係

〔児童福祉法(10条)〕

〔障害者総合支援法(33条)〕

○指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等

〔医療法(17条)〕

○病院の開設許可

〔赤十字法(20条)〕

○婦人相談所を指定都市も設置可能に

〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律(24条)〕

○特別児童扶養手当の受給資格の認定

〔職業能力開発促進法(28条)〕

○職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に

〔介護保険法等(31、32条)〕

○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等

農林水産省関係

〔農林物資の規格化等に関する法律(34条)〕

○農林物資製造業者等への立入検査等

〔農地法(36条)〕

○農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可

経済産業省関係

〔採石法(37条)〕

○岩石採取計画の認可

〔商工会議所法(38条)〕

○商工会議所の定款変更の認可(一部)、事業状況等の報告の受理・警告等

〔工業用水法(39条)〕

○工業用水の採取許可

〔砂利採取法(40条)〕

○砂利採取計画の認可

〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(41条)〕

○全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画の認定等

国土交通省関係

〔公有水面埋立法(42条)〕

○公有水面の埋立免許

〔都市計画法(45条)〕

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等

〔国土利用計画法(46条)〕

○土地取引の規制区域の指定

63法律(※)

(※)「国から地方公共団体」と「都道府県から指定都市」との重複(児童福祉法、医療法、介護保険法等(2法律)、商工会議所法)を整理。

法案の成立日
平成26年5月28日

官報掲載・公布
平成26年6月4日

改正放送法の施行日
平成28年4月1日

第4次一括法における放送法の改正について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務・権限について、総務大臣から都道府県知事に移譲。

(1) 「小規模施設特定有線一般放送」の要件

500 端子以下の有線放送施設 (現行法上500端子以下の有線一般放送は届出を行うこととなっている)

基幹放送の同時再放送のみ

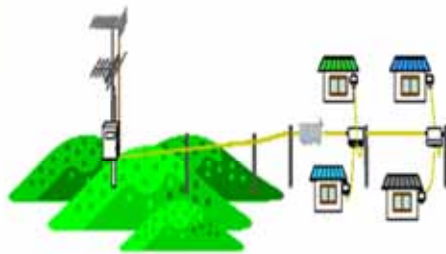
有料放送、区域外再放送は対象外

施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内

小規模施設の例
((1)~(3)の施設のうちの一部が該当)

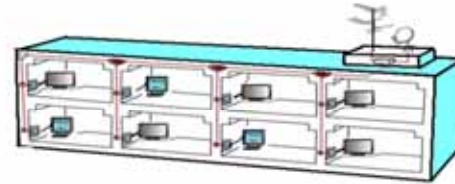
対象数見込み(全国ベース)
約14,000施設
約9,000事業者
(2013年10月現在)

(1) 辺地共聴施設



放送電波が山や丘陵によって遮られる地域に対し、難視聴解消対策として設置された施設

(2) 集合住宅共聴



集合住宅で、放送電波を受信する共同アンテナを屋上に建て、各戸に放送電波を分配するために設置された施設

(3) 受信障害対策共聴施設(ビル陰等)



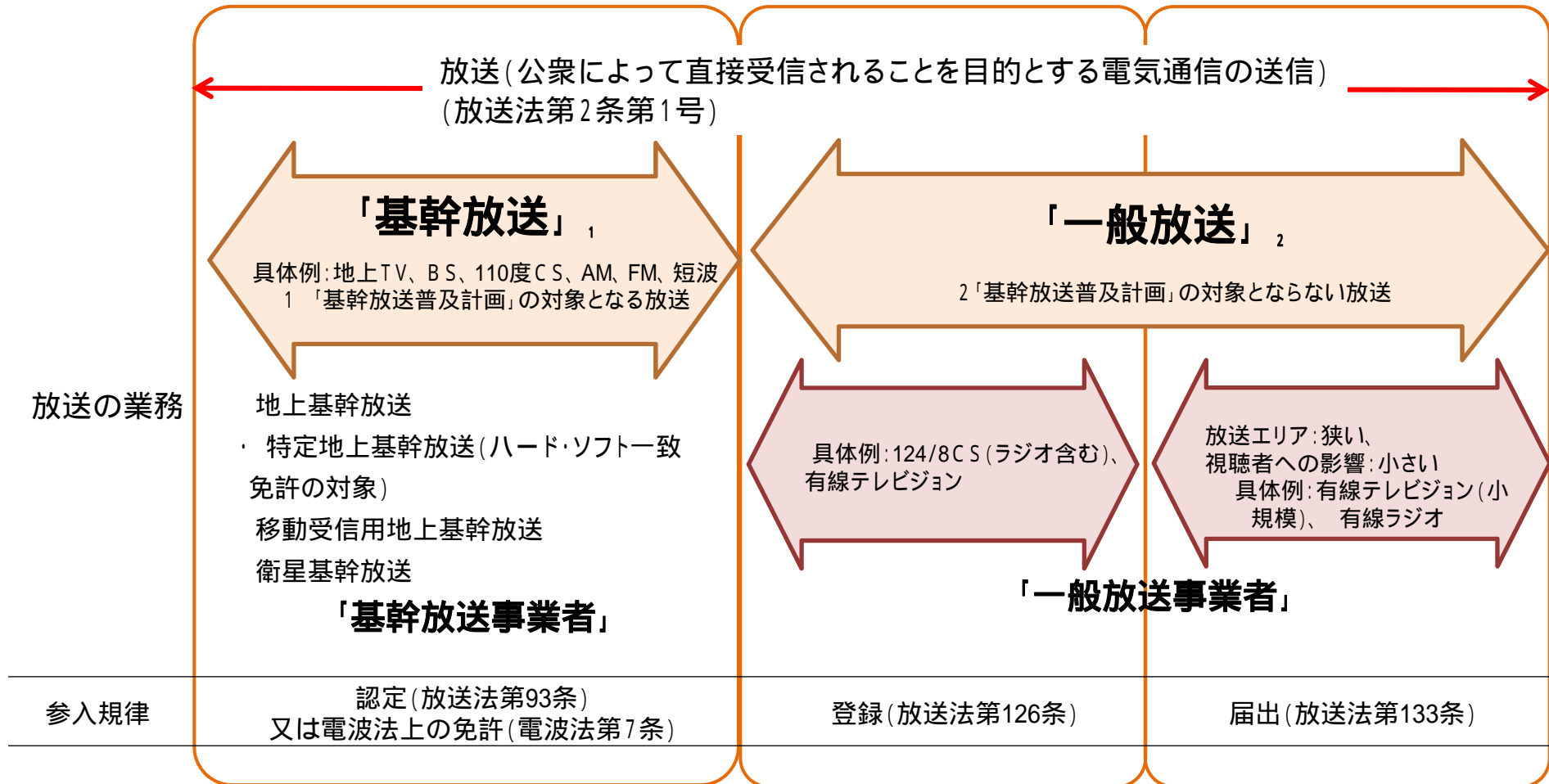
ビル等の建築物に放送電波が遮られて受信障害が発生している地域において、当該建築物の所有者等により障害対策として設置された施設

(2) 移譲する事務・権限 (すべて自治事務)

- ・ 業務開始等の届出(133条1項、2項、134条2項、135条1項、2項)
- ・ 有線電気通信設備の設置の状況等についての資料要求、業務の状況に関する報告徴収及び立入検査等(145条2項、3項、4項)
- ・ 業務の停止命令(174条)、業務に関する資料の提出要求(175条)

(3) 施行期日 平成28年4月1日

放送法の制度の概要



放送法制における主な規律の全体像

放送の区分		基幹放送			一般放送		
		特定地上基幹放送	地上基幹放送	・衛星基幹放送 ・移動受信用地上基幹放送	・衛星放送(基幹放送以外) ・有線テレビ(501端子以上)	・有線テレビ(小規模施設特定有線一般放送以外) ・有線ラジオ(小規模施設特定有線一般放送以外) ・カバーエリアの小さい一般放送(エリア放送)等	小規模施設特定有線一般放送 51端子以上500端子以下の有線テレビ・有線ラジオ 基幹放送の同時再放送のみ 区域外再放送、有料放送は対象外 施設の設置場所・業務区域が 一都道府県の区域内のみ
周波数割当計画 (基幹放送用割当可能周波数の確保)					×		
基幹放送普及計画					×		
主な規律	参入手続	電波法の免許	認定	登録	届出(総務大臣)	届出(都道府県知事)	
	参入要件	過去の法令・命令違反				×	×
		技術的能力				×	×
		技術基準 (標準方式・安心安全)				×	×
		経理的基礎			×	×	×
		表現の自由享有基準			×	×	×
		比較審査			×	×	×
		外資規制	1/5(直・間)	1/5(直)	×	×	×
	番組規律	番組準則、字幕、訂正、候補者、内外					×
		再放送					
		番組基準、審査、番組保存、広告				×	×
		審査の共同設置の制限				×	×
		番組調和、種別公表、災害、教育、学校、供給協定制限	(番組調和原則と種別の公表は、総合編成のテレビジョン放送のみに適用)		×	×	×
	技術基準の適合維持、重大事故報告				×	×	
	有料放送の約款届出			×	×	×	
有料放送の説明義務等					×		
有線電気通信設備の使用の規律	×			(有線電気通信設備を用いる場合)			

50端子以下の有線テレビ・有線ラジオについては、自主放送を行わない限り、放送法の適用除外

再放送制度について

(放送法 第11条)

放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

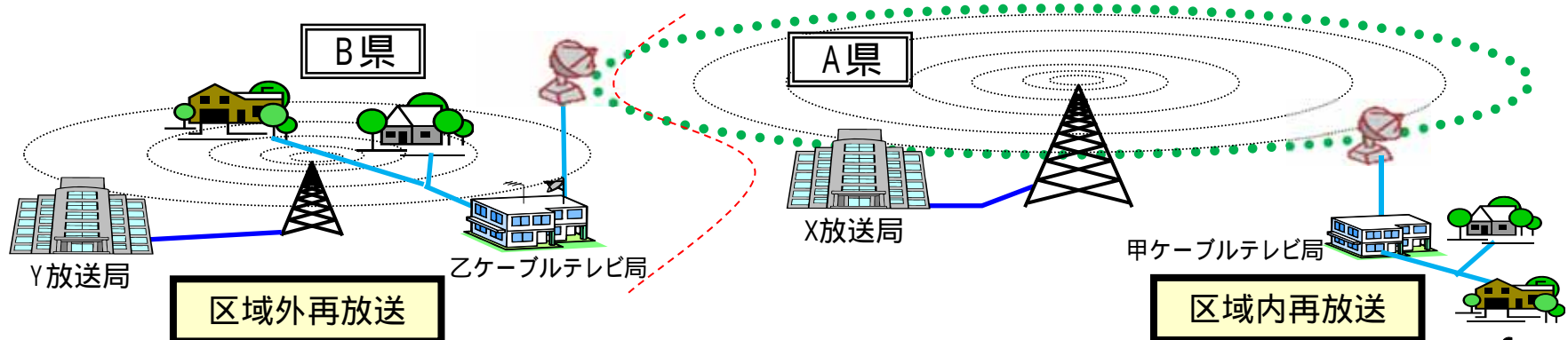
(放送法施行規則 第2条第7号)

「同時再放送」とは、放送事業者のテレビジョン放送を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送をいう。

放送法第91条第1項では、総務大臣が基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとされ、同条第2項第2号において放送対象地域が定められている。区域外再放送とは、放送対象地域外に再放送を行うもの。

イメージ

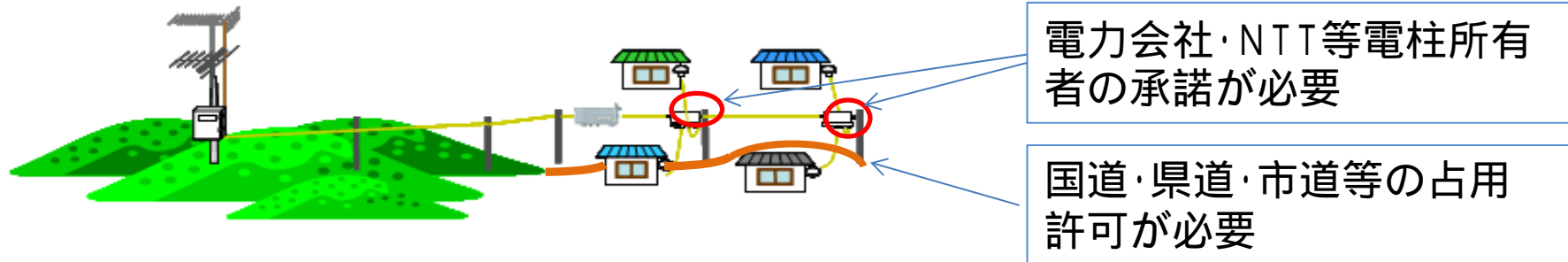
区域内再放送: A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、甲ケーブルテレビ局が受信してA県内の世帯に再放送。
区域外再放送: A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、乙ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再放送。



有線電気通信設備の使用に係る規律について

(放送法 第145条第1項)

一般放送事業者(有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第四項において同じ。)は、その設置に関し必要とされる道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項若しくは第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の許可その他法令に基づく処分を受けずに設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ずに他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。



- 設置に関し必要とされる許可・その他の処分として、道路占用許可のほか以下のとおり
河川法第24条等に基づく河川占用許可、 海岸法第7条第1項等に基づく海岸保全区域内での占用許可、 港湾法第37条第1項等に基づく港湾区域内の水域又は公共空地の占用許可、 都市公園法第6条第1項等に基づく都市公園内の占用許可 など
- 条文中「その他の工作物」とは建物、橋、街灯、記念碑など含まれる。
- この規定に違反した一般放送事業者は、放送法第174条による業務停止命令の対象となりうる。
- 本規定は、旧有線テレビジョン放送法、旧有線ラジオ放送法においても定められており、いわゆる有線音楽放送を営む事業者の中に、道路占用料や電柱使用料を免れるため、道路占用許可等を受けずに無断で設備を設置していた者が存在していたために、有線ラジオの健全な発達が阻害されるようになったことを背景として昭和58年改正(議員立法)により追加されたもの。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文
 ○ 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般放送の業務の届出）</p> <p>第三百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者（第二百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣（基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時に当該基幹放送に係る放送対象地域においてそれらの再放送のみをする一般放送（<u>第四百七条第一項に規定する有料放送を含まないものに限る。</u>）であつて、総務省令で定める規模以下の有線電気通信設備を用いて行われるもの（当該一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置しようとする場所及び当該一般放送の業務を行おうとする区域が一の都道府県の区域に限られるものに限る。<u>次条第二項において「小規模施設特定有線一般放送」という。</u>）の業務にあつては、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を当該届出をした総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。</p>	<p>（一般放送の業務の届出）</p> <p>第三百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者（第二百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。</p>

(承継)

第三百三十四条 (略)

2 前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣(小規模施設特定有線一般放送の業務に係る前条第一項の規定による届出をした一般放送事業者(以下「小規模施設特定有線一般放送事業者」という。))の地位を承継した者にあつては、当該届出をした都道府県知事)に届け出なければならない。この場合において、被承継人たる一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときは、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(業務の廃止等の届出)

第三百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事)に届け出なければならない。

2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者の清算人にあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事)に届け出なければならない。

(有線電気通信設備の使用)

(承継)

第三百三十四条 (略)

2 前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときは、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(業務の廃止等の届出)

第三百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(有線電気通信設備の使用)

第四百四十五条 (略)

2 総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第四項、第七十四條並びに第七十五條において同じ。)は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。次項において同じ。)その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3
3
6 (略)

第四百四十五条 (略)

2 総務大臣は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3
3
6 (略)